諮問番号：令和元年度諮問第１１号

答申番号：令和元年度答申第１７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年２月１４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

平成２８年９月１５日に審査請求人の預金口座に振り込まれた平成２８年度臨時福祉給付金（以下「臨時福祉給付金」という。）３３，０００円に関して収入申告したところ、処分庁から、会議にかけた結果、返還の義務はないとの返答があった。平成３０年２月２２日に処分庁に問い合わせたところ、当時の会議の議事録、収入申告書及び通帳の写しはない（その前後の写しはある）とのことであった。

上記の不備があったにもかかわらず、２年経った平成３０年２月２１日になって返還を求められたことは納得できず、不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）収入申告について

審査請求人は、臨時福祉給付金について収入申告したところ、処分庁から返還の義務はないとの返答があった旨主張しているが、平成２８年９月分の収入申告書に当該給付金の記載はなく、審査請求人が処分庁の当時の担当者に相談等を行ったかどうかについては判然としないものの、審査請求人が申告を行った事実を証するに足る資料は見当たらない。

（２）臨時福祉給付金収入の取扱いについて

本件についてみると、処分庁は、後記第５の１（４）（５）のとおり、公の給付金である臨時福祉給付金は、支給月にその実際の受給額を認定することとされていることから、収入認定されていれば受けるべきでなかった保護金品であるとして、受給額と同額の返還を求める本件処分を行ったものと認められる。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が、臨時福祉給付金受給により発生した資力がありながら保護を受けたことに該当するとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、本件処分が事実の発生から１年以上経過した後に行われたものであることに納得できないと主張している。この点について、後記第５の１（５）の給付金等通知が発出されており、支給基準日以降に保護が開始された審査請求人が当該給付金の支給対象者であることは容易に認識し得ることから、処分庁においては適切な時期に実態を把握する必要があったといわざるを得ない旨付言する。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年６月２４日　　諮問書の受領

令和元年６月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１６日

口頭意見陳述申立期限：７月１６日

令和元年７月２２日　　第１回審議

令和元年８月２７日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第１項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）の第８の３の（２）のアの（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

（５）「年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成２８年度臨時福祉給付金の生活保護法上の取扱いについて」（平成２８年４月１日社援保発第０４０１第２号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「給付金等通知」という。）において、臨時福祉給付金については、「平成２８年１月１日時点において被保護者であった者は、これまでと同様、当該給付金の支給対象外となっている。（ただし、（中略）平成２８年１月２日から平成２８年１０月１日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）一方、平成２８年１月２日以後に被保護者となった場合等、当該給付金が被保護者に対して給付されることがある。この場合の収入認定の取扱いについては、これまでと同様、支給月にその実際の受給額を認定することとする。」とされている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年９月５日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２８年９月３０日、処分庁は、審査請求人から収入申告書を受領した。収入申告書には、臨時福祉給付金についての記載はない。

（３）平成２８年１０月３１日、処分庁は、審査請求人から資産申告書を受領した。資産申告書に添付された預金通帳の写しには、平成２８年２月１日から同年９月２日までの取引が記帳されている。

（４）平成２９年８月２９日、処分庁は、審査請求人から資産申告書を受領した。資産申告書に添付された預金通帳の写しには、平成２８年９月１５日付けで臨時福祉給付金として３３,０００円が振り込まれたことが記帳されている。

（５）平成２９年９月１日のケース記録票には、就労収入等については認定済みであること、平成２８年９月１５日に振込みの臨時福祉給付金３３，０００円については記録無く審査請求人へ確認するが、審査請求人は前担当には申告しており、会議の結果返還の必要なしと返事を受けていると申述した旨の記載がある。

（６）平成２９年１２月２０日のケース記録票には、審査請求人の主張として、審査請求人が臨時福祉金について来所し相談したところ、前任者からは上司と相談し会議にかけ決定する為それまでは使わないようにと指示されたこと、１カ月後前任者から呼び出し有、問題ないため使ってよいとの指示があったこと、自ら報告し指示を受けていること、なぜ今返還を言われるか納得いかないこと、前任者・上司に確認してほしい、どうしても返還となるならしかるべきところ相談・訴えに行く旨の記載がある。また、ケースファイルには臨時福祉給付金についての記事は無く、今まで提出済の通帳にも記載は無く、今回資産申告書で初めて発覚した。保護開始より順をおって確認をしていくが、話は平行線のまま、再度上司と相談の上結果を後日伝えるが、返還となる可能性は高い事を伝え終話との旨の記載がある。

（７）平成２９年１２月２６日開催のケース診断会議記録票には、生活保護実施上の問題点として、「今回の臨時福祉給付金についての記録は見当たらず、このまま返還決定してよいか」との記載があり、会議の要点・内容及び結論として「本人はきちんと通帳提示（該当ページの写しはなかったものの）しており、申告の意思はあり、虚偽の申告とはいいがたい。よって法第６３条返還とする。」との記載がある。

（８）平成３０年２月５日のケース記録票には、「前任者へ架電し審査請求人の訴えていた事柄を確認したが、記憶にないとの返答あり。」、また、ケース会議の結果及び前任者に記憶がないこと、ケース会議の結果についてはきちんと通帳提示（該当ページの写しはなかったものの）しており、申告の意思はあり、虚偽の申告とは言えず、法第６３条にて返還となったことを伝えた旨の記載がある。

（９）平成３０年２月１４日付けで、処分庁は本件処分を行った。

３　判断

（１）本件についてみると、平成２８年９月１５日、審査請求人に対して臨時福祉給付金として３３,０００円が振り込まれたことが認められる。

（２）審査請求人は、臨時福祉給付金に関して収入申告したところ、処分庁から、会議の結果、返還の義務はないとの返答があった旨主張している。

しかし、①平成２８年９月３０日に処分庁が審査請求人から受領した収入申告書や、同年１０月３１日に処分庁が審査請求人から受領した資産申告書には、臨時福祉給付金についての記載はないこと、②ケース記録票において、臨時福祉給付金以外の種々の収入の内容が詳細に記載されていること、③特別な給付金に係る取扱いである給付金等通知が発出されているにも関わらず、担当のケースワーカーに臨時福祉給付金に関する相談が行われたという記録や、臨時福祉給付金に関し返還義務がない旨を明確に返答したという記録はないことから、審査請求人が処分庁の当時の担当者に相談等を行ったかどうかについては判然としないものの、少なくとも、審査請求人が収入申告を行った事実を証するに足る資料は見当たらないことが認められる。

（３）処分庁は、前記１（４）（５）のとおり、公の給付である臨時福祉給付金は、支給月にその実際の受給額を認定することとされていることから、収入認定されていれば受けるべきでなかった保護金品であるとして、受給額と同額の返還を求める本件処分を行ったものと認められる。

（４）以上のとおり、処分庁が、上記１の法令等の定めに従い、臨時福祉給付金の受給により発生した資力があるにもかかわらず保護を受けたときに該当するとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

（５）なお、審理員は、審査請求人は、本件処分が事実の発生から１年以上経過した後に行われたものであることに納得できないと主張している点について、給付金等通知が発出されており、支給基準日以降に保護が開始された審査請求人が当該給付金の支給対象者であることは容易に認識し得ることから、処分庁においては適切な時期に実態を把握する必要があったといわざるを得ない旨付言しているが、審査会においても同意見である。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色　直人

委員　　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　　松村　信夫